

市第7号議案

横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例の一部を改正する条例（平成21年3月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

- 4 新条例第6条第1項第10号及び第8条の2第1項第6号の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、これらの規定中「120ミリグラム」とあるのは、「240ミリグラム」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する工場又は事業場（この条例の施行の際新設の工事中のものを含む。）から排除される下水に係る横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）第6条第1項第11号及び第8条の2第1項第7号の規定の適用については、平成30年3月31日までの間、これらの規定中「16ミリグラム」とあるのは、「32ミリグラム」とする。

提 案 理 由

公共下水道を使用する場合に除害施設の設置等が必要となる下水の水質の基準及び特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準に係る経過措置を見直すため、横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市下水道条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（第1項から第3項まで省略）

- 4 新条例第6条第1項第10号及び第8条の2第1項第6号の規定
新条例第6条第1項第10号及び第11号並びに第8条の2第1項
の適用については、平成32年3月31日までの間、これらの規定中
第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、新条例第
「120ミリグラム」とあるのは、「240ミリグラム」とする。
6条第1項第10号及び第8条の2第1項第6号中「120ミリグラ
ム」とあるのは「240ミリグラム」と、新条例第6条第1項第11
号及び第8条の2第1項第7号中「16ミリグラム」とあるのは「
32ミリグラム」とする。